



島根県報

平成23年10月4日（火）

第2,330号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（ " ）	3

【公 告】

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗承継の届出（2件）	（中 小 企 業 課）	5
----------------------------------	-------------	---

【正 誤】

平成21年9月18日付け島根県報号外第166号中	（土地資源対策課）	6
平成22年9月22日付け島根県報号外第162号中	（ " ）	6
平成23年9月21日付け島根県報号外第164号中	（ " ）	6
平成22年7月20日付け島根県報第2,206号中	（農 村 整 備 課）	7

告 示**島根県告示第671号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年10月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ファッションセンターしまむら山代店 松江市山代町字中曾根808-6外5筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年5月23日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,117.66平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項**ア 駐車場の位置及び収容台数**

建物北側 80台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物北側 25台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物北東側 46.77平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物北東側 32.38立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項**ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻**

午前10時00分から午後8時00分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時45分から午後8時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場北側 2か所

駐車場東側 1か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

平成23年9月22日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第672号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年10月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト松江店 松江市上乃木九丁目3252-3外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社サンキュー 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市新保町2字3番

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社サンキュー高島屋 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市順化二丁目26番23号

（変更後）株式会社サンキュー 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市新保町2字3番

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

（変更前）株式会社百満ボルト松江 代表取締役 柴田 清一郎 松江市上乃木九丁目11番10号

（変更後）株式会社サンキュー 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市新保町2字3番

(4) 変更の年月日

平成23年9月1日

2 届出年月日

平成23年9月22日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第673号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年10月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト出雲店 出雲市小山町468番地4外、渡橋町1174-1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社サンキュー 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市新保町2字3番

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社サンキュー高島屋 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市順化二丁目26番23号

（変更後）株式会社サンキュー 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市新保町2字3番

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

（変更前）株式会社サンキュー高島屋 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市順化二丁目26番23号

（変更後）株式会社サンキュー 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市新保町2字3番

(4) 変更の年月日

平成23年9月1日

2 届出年月日

平成23年9月22日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成23年10月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト松江店 松江市上乃木九丁目3252-3外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社サンキュー 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市新保町2字3番
- 3 承継の年月日
平成23年9月1日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所
株式会社サンキュー高島屋 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市順化二丁目26番23号
- 5 承継の理由
株式会社サンキューが、権利義務の全部を承継し存続するため
- 6 承継に係る店舗面積
1,472平方メートル
- 7 縦覧場所
松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成23年10月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト出雲店 出雲市小山町468番地4外、渡橋町1174-1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社サンキュー 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市新保町2字3番
- 3 承継の年月日
平成23年9月1日

4 承継前に届出をした者の名称及び住所

株式会社サンキュー高島屋 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市順化二丁目26番23号

5 承継の理由

株式会社サンキューが、権利義務の全部を承継し存続するため

6 承継に係る店舗面積

2,550平方メートル

7 縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70）

正**誤**

平成21年9月18日付け島根県報号外第166号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から4	基準値	基準地
	上から8	基準値	基準地
	上から10	基準値	基準地

平成22年9月22日付け島根県報号外第162号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から4	基準値	基準地
	上から8	基準値	基準地
	上から10	基準値	基準地

平成23年9月21日付け島根県報号外第164号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から4	基準値	基準地
	上から8	基準値	基準地
	上から10	基準値	基準地

平成22年7月20日付け島根県報第2,206号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から18	益田市桂ヶ平町1092番地	益田市桂平町1092番地